

みしま 議会だより

No.004

発行
令和3年
2月

12月定例会報告

もくじ

特集…三島村議員になるには…2

12月定例会報告…

『議案紹介』……………4

『12月定例会の紹介』…………6

『12月定例会の一般質問』…21

特集…三島村議員になるには

地域の大事な役割を担う村議会。その議会を構成する議員に、もしあなたがなりたいと思ったら。立候補の条件は？ 費用はいくら？ そんな疑問にお答えします。



特集…三島村議員になるには

はじめに 今年には村長選が行われる年です。選挙といえば、立候補者には様々な条件や制限があることは、皆さんご存じかと思います。では、三島村の議員選挙には、どんな決まりがあるのでしょうか？

令和2年12月12日より町村の選挙に関する決まりが変わりました。

良い機会ですので、三島村議会の議員になるには何をどうすれば良いか。今回は村長選挙とも比べながら、わかりやすく掘り下げていきたいと思います。自分が議員に立候補することを想像して、楽しみながら読んで頂けると幸いです。

STEP0…出馬前の確認

選挙に出る前に、議員という仕事の概要と、立候補の条件について一度おさらいしてみましょう。議員は、住民の暮らしを守る責任ある仕事です。概要を見てご自身の適性をよく考えてみて下さい。

① 仕事

- ・ 大事なことを決定する
- ・ 行政の運営をチェックする
- ・ 住民の声を届ける

② 拘束時間

- ・ 定例会…年4回
1回の会議は数日間
(議案の量による)
- ・ 臨時会(選挙後など)
- ・ 各種協議会出席など

豆知識

【定例会】 日を決めて定期的に開く議会。

③ 待遇

【月給】
議長…30万4000円
副議長…25万1000円
議員…22万8000円
【ボーナス】
年2回 3・35月分

④ 条件

- ・ 満25歳以上の日本国民
- ・ 当該自治体の選挙権のある人
(3ヶ月以上その自治体に住んでいること)

豆知識

【村長選の場合】 村議選と違い、その自治体に住んでいる必要はない。三島村民でなくても立候補できる。

STEP1…選挙資金の準備

選挙に出ると立候補は、法務局に『供託金』を預けねばなりません。

かつて三島村の議員選挙では預け義務がなかったのですが、令和2年の変更で預け義務が発生しました。

① 供託金

【概要】 立候補するときに預けなければいけないお金、条件を満たさないと没収される

【没収条件】

- ① 公職選挙法で定められた得票数に達しない場合
- ② 立候補を辞退した場合
- ③ 立候補の届け出が選挙長から却下された場合

【目的】 立候補者の乱立を防ぐため

【金額】 15万円(※令和2年12月12日より次の条件を満たせば没収無し)

【条件の求め方】

式…有効投票数÷議員の定員÷10

例…210票÷7人÷10＝3票以上
(3票以上の得票で没収無し)

豆知識

【村長選の供託金】 50万円(シンプルに有効投票数の10分の1以上とれば没収無し)

② その他経費

【ハガキ代】 800枚以内
【旅費交通費】 告示日、役場へ届出に行く費用(※令和2年12月12日より)

【自動車代】

【ポスター代】
【ビラ代】(※令和2年12月12日より、1600枚以内で頒布解禁)

※自動車代、ポスター代、ビラ代は条例で定めれば公費になる。三島村では令和3年1月現在未制定

豆知識

【村長選で頒布できるハガキ】 2500枚以内

STEP 2 .. 立候補と選挙

いよいよ立候補です。各関係機関にさまざまな手続きをする必要があります。

立候補から選挙までの流れは込み入ってますので図1に示しました。馴染みのない単語【事前審査】【法務局】は豆知識をご覧ください。

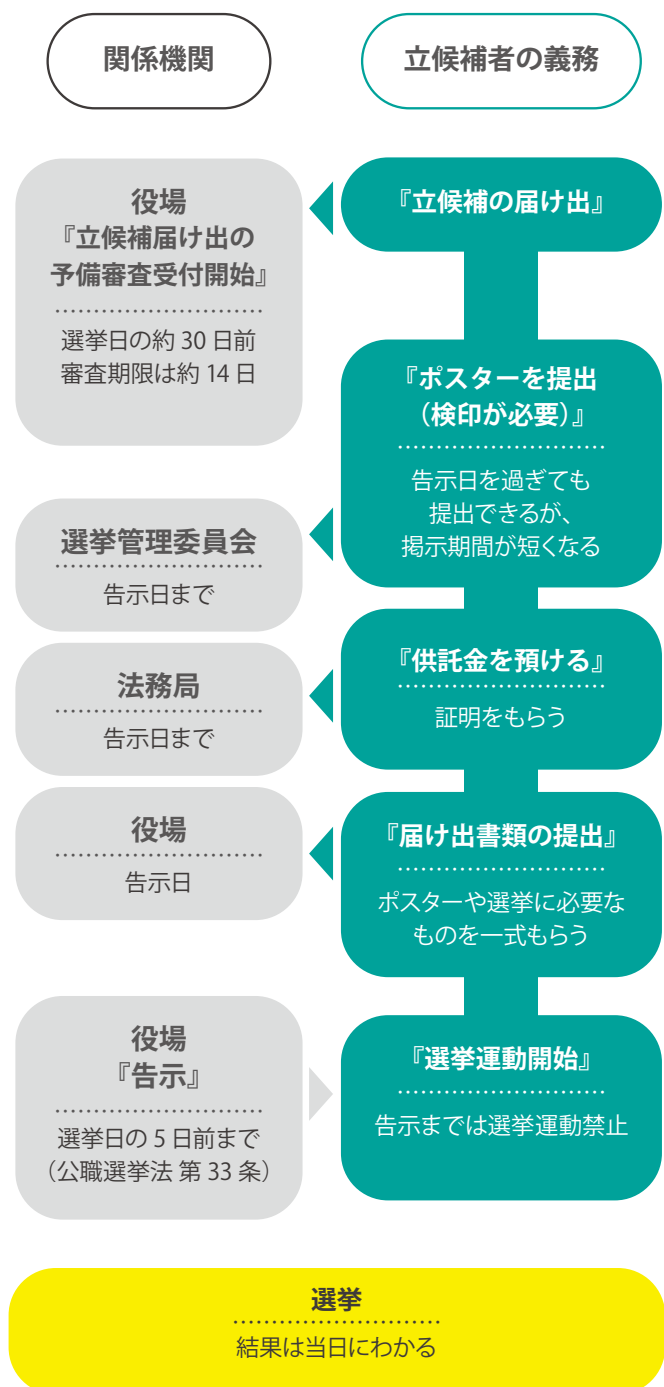
豆知識

【事前審査】立候補の届出に必要な書類を審査し、不備の有無等を事前にチェックするための審査。

【法務局】法務省の地方組織の一つで、国民の財産や身分関係を保護する登記・戸籍・国籍・供託の民事行政事務・国の利害に係る訴訟活動を行う訟務事務・国民の基本的人権を守る人権擁護事務を行う。なお、法務省は国内の法秩序を維持する役割を担い、法務局以外の関連組織としては、刑務所や検察庁などがある。

【三島村のポスターの貼り方】立候補者は、住居地以外の島に自分のポスターを貼るために、他の立候補者とお互い交換して貼りあっている。

図1：立候補から選挙までの流れ



STEP 3 .. 選挙後

投票が終わりました。当選した人、残念ながら落選した人、それぞれに供託金の返却など手続きがあります。

A 落選した場合

『供託金の返却』

選挙管理委員会に証明書をもらい、法務局で預けた供託金を受け取る。
(※没収条件に該当しない人のみ返却可能)

B 当選した場合

『臨時議会に出席』

議長・副議長・監査・委員会の委員長や副委員長を決定する。

『研修など』(全体・新人だけ)

『供託金の返却』

選挙管理委員会に証明書をもらい、法務局で預けた供託金を受け取る。

やさい

以上です。議員の選挙は再来年の2023年です。まだまだ先に感じますが、これから議会に関心をもつて、立候補を考えるには必要な時間かもしれないですね。

この特集で立候補は自分にも関係あると少しでも感じてもらえたなら幸いです。

議案第 28 号		三島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
内容	[条例改正]	人事院や人事委員会の勧告に対応した給与の改定	
	[決定事項]	職員のボーナス支給月数（6月・12月の合計） 令和元年度：2.6ヶ月分 令和2年度以降：2.55ヶ月分	
議案第 29 号		特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
内容	[条例改正]	人事院や人事委員会の勧告に対応した給与の改定	
	[決定事項]	特別職・教育長・議員のボーナス支給月数（6月・12月の合計） 令和元年度：3.4ヶ月分 令和2年度以降：3.35ヶ月分	
議案第 30 号		三島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	→ P6 『12月定例会の紹介』参照
内容	[条例改正]	法律の改正に合わせた条例の改正	
	[決定事項]	国民健康保険税が軽減される所得条件の範囲拡大	
議案第 31 号		三島村福祉事務所設置条例	
内容	[条例改正]	役場内に福祉事務所を設置する条例の制定	
	[決定事項]	・令和3年度4月から設置 ・担当職員を1名増員 ・生活保護や児童扶養手当などの事務を県から移譲 ・今までよりも迅速・きめ細やかな対応が可能になる	
承認第 13 号		令和2年度三島村一般会計補正予算（第6号）	
内容	[条例改正]	三島村漁協からの寄附金について	
	[決定事項]	補正額：+2000万円（漁協からの寄附金） ・水産振興基金として積立	
議案第 32 号		令和2年度三島村一般会計補正予算（第7号）	→ P6 『12月定例会の紹介』参照
	[補正予算]	令和2年度事業に関する補正予算の決定	
	[決定事項]	補正額：+964万円 ＜内訳＞ ・自主財源 268万円（繰入金・畜産償還金） ・依存財源 696万円（補助金・交付金など） ＜主な使い道＞ ・職員人件費増額分 387万円 ・職員人件費減額分 -167万円 ・介護関連委託費 26万円 ・福祉事務所システム 77万円 ・障害者自立支援給付費 60万円 ・高齢者の作業賃金 -128万円 ・高齢者の作業器具 9万円 ・ひとり親家庭医療費助成 13万円 ・塵芥処理の通信運搬費 -56万円 ・各地区のゴミステーション 56万円 ・畜産関連償還金 97万円 ・竹島の製氷機 320万円 ・道路台帳製作委託費 -230万円 ・道路補修工事費 460万円 ・港湾維持補修工事 -230万円 ・消防団出勤手当 増額分 31万円 ・消防関連 委託費 -163万円 ・防災無線整備工事費 132万円 ・国民健康保険特別会計へ繰り出し 215万円	

内容	[決定事項]	・介護保険特別会計へ繰り出し 15 万円 ・村営住宅災害復旧工事 -54 万円 ・公共施設災害復旧工事 54 万円	
議案第 33 号		令和 2 年度三島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
内容	[特別会計決算]	国民健康保険事業の補正予算	
	[決定事項]	補正額：+259 万円 ＜内訳＞ ・自主財源：257 万円（一般財源からの繰入金など） ・依存財源：1 万円（県補助金） ＜主な使い道＞ ・システム改修 8 万円 ・出産育児一時金 42 万円 ・県への保険事業費納付 268 万円 ・納付金減額分 -59 万円	
議案第 34 号		令和 2 年度三島村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
内容	[補正予算]	介護保険事業の補正予算	
	[決定事項]	補正額：32 万円 ＜内訳＞ ・自主財源 14 万円（一般会計からの繰入金） ・依存財源 17 万円（国からの補助金・交付金） ＜主な使い道＞ ・事務処理システム負担金 29 万円 ・旅費 2 万円	
同意第 3 号		三島村教育長の選任同意	
内容	[人事の選任]	教育長が任期満了のため、再任の同意	
	[決定事項]	同意により再任 任期は 3 年間	
議案第 35 号		辺地に係る総合整備計画の変更	→ P8 『12 月定例会 の紹介』参照
内容	[整備計画]	辺地の生活文化水準格差を減らすための 5 ヶ年整備計画（今年度で 5 年目）の変更	
	[決定事項]	黒島：教員住宅 +3576 万円（総額 8194 万円） 牛舎 +5244 万円（総額 1 億 6137 万円） 硫黄島：公営宿泊施設 -3 億 5000 万円（総額 970 万円）	
議案第 36 号		財産の貸付について	→ P8 『12 月定例会 の紹介』参照
	[財産の貸付]	硫黄島の村有地の貸付について	
	[決定事項]	以下の 2 か所を貸し付ける 1. 三ツ嶽の一部 面積：3887.55㎡ 期間：令和 2 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日（5 年間） 貸付料（年額）：令和 2 年 2,591 円（令和 3 年以降 7,775 円） 2. 平ノ下の一部 面積：2005.00㎡ 期間：令和 2 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日（5 年間） 貸付料（年額）：令和 2 年 1,336 円（令和 3 年以降 4,010 円）	

『12月定例会の紹介』

予算や決算に関することが議会の大きな役割ですが、それ以外にも大事な議題がいくつもあります。

議案第30号
国民健康保険税が軽減される所得条件の範囲拡大

山崎晋作 議員



国民健康保険税が軽減される対象者が拡大されるという内容だが、条例の改正部分の説明だけでは実際にどのくらいの変更があるのかわからない。具体例を示してほしい。

総務課長 国保税は所得・世帯の人数によって金額が変わる。軽減の基準額が33万円から43万円に引き上げられたので、減額対象者が増加する可能性がある。具体例については後程提出する。

12月定例会は、各定例会で随時議論している『一般質問』『条例の制定・改正』『補正予算』などを中心に話します。

議案第31号
役場内に福祉事務所を設置する条例の制定

山崎晋作 議員



福祉事務所設置によりきめ細やかな対応ができることはいいが、県からの事務業務の移譲で、職員の負担も多くなることが考えられる。職員の負担が大きくなるとサービスの低下につながることもある。ケースワーカーが1名増員されるとのことだが、それで負担増加に対応できるのか。

民生課長 ケースワーカーは主として生活保護の業務を行う。それ以外に移譲される業務はいくつかあるが、現在三島村で必要な主な

事務は生活保護・児童扶養手当に関するもの。生活困窮者自立支援事業は鹿児島地域振興局が主体で子どもの学習支援として冬休み・受験前に講師を派遣し、勉強の指導をする事業がある。こういった事業を今の体制でスタートしていく。

日高重行 議員



設置することで「市と同様の権限を要する」とあるが、村内にない施設は市内の施設を今まで以上に利用しやすくなるのか。

民生課長 現在具体的に使えるような施設はないが、今後地域の方々の意見を聞きながら国・県と協議していきたい。

山田和広 議員



運営費が特別交付税から普通交付税になるとのことだが、他の事業と重なり合って逆に財政がひっ迫するのではないか？

民生課長 特別交付税は算定額が

見えないが、普通交付税になると明確になる。新たに発生する生活保護や児童福祉などに必要な費用の4分の1は三島村負担、それ以外は交付税で処置されることになる。それに加えて人件費や運営費などが交付税で処置される。

村長 福祉事務所設置にあたり、財源の問題が大きいのしかたてくる。普通交付税は算定が明確で計画も立てやすく、財源も確実に入ってくる。既に設置されている隣村や長島町などの状況を聞きながら円滑に進めていきたい。

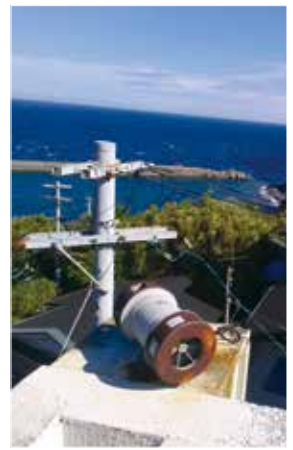
議案第32号
令和2年度事業に関する補正予算の決定

日高重行 議員



防災無線の屋外の放送が聞こえない。以前もお願いしたが改善が見られないので、今後の改善策について伺いたい。

総務課長 出張所の上にトランペットを付けて対応する予定だが、



取り付けられたかどうか現在の進捗を確認する。

日高重行 議員



聞こえづらく不安だという声が多いので、早急に対応して頂きたい。

総務課長 予算は組み込まれているので、早急に対応する。

中原良範 議員



道路補修工事費の460万はこの地区か。ガードレール・カーブミラーの破損個所の補修はどうか。

経済課長 道路補修工事について、

竹島地区は村道竹島線の舗装工事・ガードレールの補修・カーブミラーの設置。硫黄島地区はカーブミラーの

設置。大里地区は待合所裏のがけ崩れの補修。片泊地区は村道のり面の補修・新村線の補修など。

山田和広 議員



災害復旧費が組まれているが、前回の台風で診療所や村営住宅の屋根にはブルーシートがかぶったままで、はずれているところもある。診療所はかぶせる際も勾配の急な2階建てで危険なため、苦労した。対応はどうか。

民生課長

診療所は予算計上されているが、業者がなかなか手が回らないとのこと。早急に対応してもらおうという意向は伝えている。ブルーシートのはがれた箇所については至急確認し対応をお願いする。



谷口伸二 議員



台風10号はスーパー台風になるということだったが、たまたま大きく発達しなかった。しかし、今後スーパー台風が来た際に耐えられる施設はないと思うが、どう考えているか。

総務課長

具体的な話は決まっていないが、鹿児島県の危機管理防災課と協議しながら進めている。鹿児島市の施設に避難するという話はでている。

谷口伸二 議員



鹿児島市内に避難するということだが、フェリーは少しの時化で欠航している。十島村では自衛隊のヘリでの搬送だったが、大型ヘリが黒島に着陸できるかの検証はされているか。

総務課長

黒島の赤鼻に着陸できるとは聞いているが、実際にできるかどうか確認をとりたい。

谷口伸二 議員

防災ヘリの通信士の話では、照明



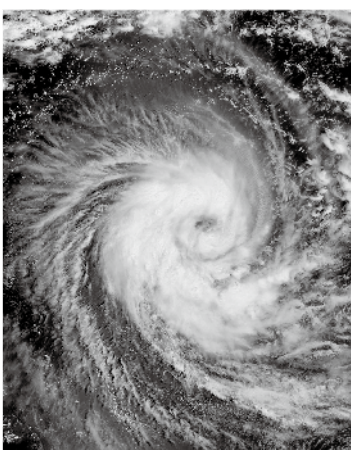
設備が邪魔になっているとも聞いている。自衛隊に早急に確認をしていたきたい。市内に施設があっても交通手段がなければ避難できない。

総務課長

貴重な情報をいただいたので、防災ヘリ・自衛隊に情報を確認して進めたい。

村長

地元でも大型台風には耐えられる避難所を構えることが重要だと思っている。緊急時に安全に島民を搬送できるヘリポートの確保は必要。島に残らないといけない人もいるので、安全に避難できる場所を整備したい。台風10号の復旧作業については、最優先してスピード感をもって対処するよう職員にお願いしている。



辺地の生活文化水準格差を減らすための5カ年整備計画(今年度で5年目)の変更



山崎晋作 議員



辺地総合整備計画の法律をみると、この制度の目的は住民が生活しやすい環境を作ること。三島村の計画は、観光施設や特産品関連施設などの事業が多い。うまく機能すれば村のためになるが、むやみに施設を作ると財政や管理する職員の負担になる。また、制度の目的を考えると、今住んでいる人が住みやすいと思うことが大事。転入者がないと住みにくく感じて出ていけば意味がない。どんな不便さを抱えているのか、もっと住民の声を聴いて計画を立てるべき。

質問は4つ。

① 教員住宅について、補修でなく建て替えはできないか。補修で対応できない危険な状態の住宅に住んでいる。
② 特産品関連の施設でうまく運用できていない施設がある中で、さらに施設を建てる計画が立てられた。運営の対策はあったのか。

③ 同じく、観光施設として島カフエがあるが、運営がうまくいっていないという話をきく。今後の対策は。

④ この制度を活用して避難施設を建てることができるか。また、竹島の生活センターも鉄筋コンクリートの爆裂で危険な状態だが補修は可能か。

教育委員会事務局長【①の回答】

教員住宅長寿命化について令和3年3月までかけて調査中。調査結果・財政状況・人口状態などを勘案しながら効率的で安心安全な住宅整備を行っていききたい。

定住促進課長【②の回答】 事業で作った施設は利用率が上がるように、各課で対応している。

【③の回答】 島カフェについては新たな組織の立ち上げも検討しているが、具体的に決まったらお示しする。

【④の回答】 避難施設をこの辺地債で建設できるかは調査して報告する。公共施設の補修は可能。この計画が令和2年度までで、今後新たに5カ年計画を村の総合戦略を基本として計画する。ほかの補助事業と併せながら進める。3月議会で承認を求める。ご助言などご協力をいただきたい。

経済課長【②の回答】 竹島の水産加工施設は地域の方々と活用していきやすいように協議中。

山崎晋作 議員



案が出来たら提示されることだが、住民の声を組み込んで計画し

て欲しい。教員住宅は今回の変更で一部でも建て替えを進めることはできないか。

教育委員会事務局長 本年度はもう終了しているので、今後補修でなく建て替えも視野に入れていきたい。

谷口伸二 議員



今回は流れた事業費が3億5千万円の硫黄島の公営宿泊施設建設を今後進めるとのことだが、既存の宿泊施設の経営を圧迫することは絶対にあつてはならないと思う。圧迫しないための対策は。

定住促進課長 現在、慢性的に宿泊施設不足。現在呼び込み客数を精査中。その結果や既存の経営者の状況も配慮しながら規模を決めたい。具体的な内容ができたなら住民や民宿経営者向けに説明をし、納得してもらって進めていきたい。

硫黄島の村有地の貸付について

日高重行 議員



土地の場所を地図で示していただきたい。また、使用目的もお聞きしたい。

総務課長

地図はすぐ配布する。使用目的は三ヶ嶽は椿山、平の下はバナナ畑。

日高重行 議員



椿山は5年ごとの契約だが、実際はかなり長期的な利用になる。地元の了解は得ているか。

総務課長 地元の了解は得ている。

山崎晋作 議員



使われていない土地を活用することは素晴らしい。住民がもっと幅広く活用できるように、利用可能な土地などの情報を開示して欲しい。

総務課長

字図が整備中で完成していない。借りたい人がいたら相談して欲しい。

『12月定例会の一般質問』

この場で議員は、政策の執行状況や将来への取り組みなどについて、村に報告や説明を求めます。



中原良範 議員
竹島地区在住

『税金の徴収状況と対策』

Q

中原議員 12月は村税徴収強化月間ですが、税金および、村の貸付金の長期滞納者分をどう回収して正常に戻すのかお聞きしたい。

A 総務課長 村税について、公共建物使用料について説明します。村税については、軽自動車税、住民税、国民健康保険税、



議員は一般質問をすることで、村が住民のために適切な行政運営をしているかチェックします。

固定資産税があります。1月1日現在住所のある者につて税金が発生します。滞納者については、納期ごとに、督促状を送っています。

令和元年度の回収率は、国保税が96%、他の税が96・7%でした。長期滞納者をいつまでに回収するかについては、期限内に徴収するのが、義務でありますので、赤い封筒で督促状を発送することとしています。近いうちに届くと思います。また、5年経過の不納欠損処理を避けるために徴収した税金については新しい年度の組み入れていくことも考えています。不納欠損が発生しないように努力してまいります。

公有建物使用料についても、長期滞納者がおられます。払う意思は

あるようですので、返済計画書を立ててもらい、少しでも徴収のむけていきます。また、守らない方については、公有建物の貸し出しを行わない方向で検討しています。また、税金についての財産の差し押さえですが、返済計画書を提出して、払う意思のある者については行使することは考えていませんが、払う意思のないものについては、今後考えていきたいと思っています。所在不明者については、何名かではありますが、追跡調査を行なっていますが、見当たらない状況ですので、専門家の意見を聞きながら、処理を行っていきます。

定住促進課長

定住促進対策の貸付金の状況ですが、令和2年度で貸し付け総額が約1491万。残額が1055万。滞納者が8名で約671万です。保証人を含めて催促状を出しています。

村営住宅の使用料について説明します。令和元年度時点で6か月以上滞納されてる方が、11名、約

700万円ありまして、令和2年3月に滞納しておられる使用料の納入の通知と債務の承認、確約書を送付いたしました。確約書の提出がありました5名については返済計画を協議していき、あと6名についても確約書の提出を求めています。いきませんが、誠意のないものについては、今後、退去も考えております。

民生課長 住宅資金の貸し付けと浄化槽の使用料がありますが、住宅資金については3名の方が長期滞納されておられます。この中で1名の方が所在不明となっており、法的な手段も考えております。

経済課長 農林水産振興資金と、畜産経営安定化資金があります。農林水産は貸付総額が約4537万。入金額が2227万。残額が2309万。滞納者が10名で金額が1804万です。畜産のほうは、貸付総額が1290万。入金額が524万。残額が765万。滞納者が6名で

約559万となっています。今年度も督促状を送付していますが進まないところです。今後も保証人を含めて、さらなる徴収に向けて努力していきます。

中原議員 滞納者についての回収ですが、早期回収できれば、資金運用にも繋がるので、徹底していただきたい。保証人も含めて、いろいろな形で回収に努めていただきたい、また、専門的な方の力もかりて見られてはどうですか。

総務課長 アドバイザーの配置もということですが、国保税については県のほうからアドバイザーを派遣していただいております。回収率アップに繋がっています。国保税については、徴収率が上がると交付金が多くなります。アドバイザーも必要かとは思いますが、予算を伴うことですので、今後の検討課題かと思っています。

中原議員 税金の滞納ということ、は、村の一番の課題かと思えます。財源の乏しい自治体にとつては、

大きい問題だと思っています。回収の危機感を持って対処していただきたい。長期化すると改修も困難になる気がします。資金運用に繋げるよう努めていただきたい。

「漁業の将来の展望」

Q 中原議員 今後の漁業のついて将来をどう考えているのか、具体的な展望をお聞きしたい。

A 経済課長 漁業についてですが、平成27年度に三島村浜の活力再生プランを策定して、平成28年度には、三島村活力広域再生プランを策定して、漁業収入向上、漁業コストの削減、競争力向上など、目標に掲げて、水産業向上に努めていきます。これらの浜プランに基づいて令和元年度には、活魚槽の改修、イセエビ魚巢



の設置など、施し、収入アップに向けて邁進しています。令和2年度から、三島村離島漁業集落活動促進計画を策定して、第4次離島漁業再生支援事業を導入し、漁業集落活動を支援しているところです。漁業集落支援活動の主な内容は、稚魚の放流や、イカ芝の設置、などです、鮮度保持にも、取り組んでいます。今年度中に第2次のプランを策定し、漁業向上に向けて、努めていきます。

中原議員 漁業についてですが、稚魚の放流とか、イセエビの漁礁、アオリイカのイカ芝の設置などされてますが、漁の結果がどうか、見えてこない、隣村は業者の方が入られて、実績を上げておられるみたいですが、専業の方、副業の方、いろんな形で漁業をされていますが、それぞれに水揚げをさ水揚げ向上できるように進めていただきたい。

経済課長 漁業の売り上げについてですが、本年度、離島漁業集落

活動促進計画の中で事業を進めているところですが、漁業所得の向上ということで、現状は所得が11万3千円ですが、令和7年には13万2千円という目標を掲げ事業を展開しています。



山崎晋作 議員
竹島地区在住

「災害時の視察方法改善の進捗状況について」

Q 山崎議員 前回の議会では、これからの災害に対して現在の視察方法では不十分のため、早急の改善を要望した。島民の声を聴いて対応するとのことだったが、その後の進捗はどうなっているか。

A 総務課長 現在の視察方法は、本庁と島が離れているので島民へのお見舞い調査も兼ねて、早急に島に向くことを方針としていた。改善要求を受け、竹島に行き、区長さん・消防分団



長さんの意見も伺い、協議をした。その結果、村長以下職員が全島見舞い及び調査に行くことは同じだが、3島4地区回るには滞在時間が短いため、各島に最低1名の職員を残して細かい調査をすることとした。また、出張所長等に災害箇所の点検を行ってもらっているが、本庁でも災害箇所点検チェックリストを作成し、細かな点検をすることとした。

「定期船の運航状況改善について」

Q 山崎議員 こちらも前回の議会で質疑した件。

定期船の運航状況を表すのに現在は「就航率」が示されている。計画した便のうち何便が就航できたというデータで、1泊2日航海が

日帰り航海になっても就航したということになる。このデータは例年9割を超えていて、非常に優秀。

ただ、実際に利用する立場にとつて、1泊2日航海が日帰り便になったり、条件付き航海になったりするものも予定が狂い、不便を感じている。それらのデータの提示をお願いし分析したところ、2年間で実際に抜港したのが

・ 竹島	6 %
・ 硫黄島	3 %
・ 大里	40 %
・ 片泊	94 %

であった。竹島や硫黄島は条件が付いた航海のうち20回に1回くらいしか抜港していない。回数では2年間で1〜2回。条件を付けることで就航率を上げているのだと思うが、この割合からすると簡単に条件を付けすぎているともいえる。せめて20%、竹島・硫黄島に条件を付ける回数で年5回くらいにできれば利用者の不便さも軽減できると思うが、いかがか。

A 副村長（担当課長不在のため代理）

船長は運航管理者とともに出航当日の早朝5時30分に運航の可否判断を行っている。そのため竹島入港時12時30分、硫黄島入港時13時25分時点の気象予報で条件を付けるか判断している。実際の接岸まで、7〜8時間後の気象となる。条件を付けたが結果的に接岸できている。

条件を付けている理由は、条件付きでなく抜港になった場合、お客様は次の寄港地で下船しなくてはならず、宿泊などの手配やその後の運航計画のこともあるので、条件付き航海は乗船時にあらかじめ案内ができる1つのサービスと考えている。お客様の乗船判断の基準になる。気象予報通りであれば条件を付けずに航海できるが、今のところは難しい状況。船長も安



全航海を第一に考えている。

このことから、条件をつける回数を減らすのは現状では非常に難しい問題と考える。利便性も向上しつつ、少しでも条件を付けない出航ができるよう今後とも努力していきたい。

山崎議員 安全第一で、年次計画を立てて利便性が上がるようにしていきたい。

「コロナ対策について」

Q 山崎議員 現在、2週間の健康チェック表の提出という対策がとられているが、これから風邪をひきやすい季節になり該当する症状が増えてくる。2週間以内に症状があれば島に帰れない、症状が治まってから2週間経たないと島に帰れないとなると、島民にとってかなりの負担。感染



リスクに対応しつつ、島民の不安や負担を減らす対策が必要だと考えるが、今後の対応について聞きたい。

A 民生課長 本村ではウイルスを侵入させないための水際対策を最重要課題として、入島者全員に検温・健康チェック・搭乗前2週間の健康観察表の提示をお願いしている。

シルバー人材センターへ委託をしているが、民生課職員も必ず1名は立ち会っている。健康観察表には体温と各チェック項目があり、該当項目に丸が記載されているケースもある。その場合は詳しく聞き取りをし、医療機関で受診済みで薬を処方されていたり、持病で薬を継続していることが確認できたら乗船に問題ないという判断をしている。それ以外のケースでは、コロナとの関連性が完全には否定できないため、乗船をお断りするケースもある。

これからの時期、インフルエンザ

との同時流行が予想され、鹿児島県では発熱などの症状がある患者に対し、診察・検査を行う体制の整備を進めている。本質問のケースでは、島に帰る際に該当の症状があつたら本土の医療機関に電話相談し、診察や検査を受ける流れになる。そこでコロナウイルス感染症ではないと判断されれば2週間の健康観察期間を経なくても乗船は可能と考えている。必要に応じて村で一時滞在施設も用意したい。

また、就職される方、転勤される方、しおかせ留学生、帰省客、その他村が必要と判断した方について、従来の乗船可否の判断材料にPCR検査を加えることを検討中。

山崎議員 2週間以内に症状があつても、感染症でないと判断されれば乗船できることがわかれば島民も安心すると思う。こういった対応ができるということ、状況によつては一時的な滞在場所も確保してもらえということを改めて

周知してほしい。

民生課長 現在乗船に関しては、2週間の健康チェックで異常があつた場合は乗船できない、という内容で止まっているので、今後ホームページなどを更新する際は、症状がある場合の医療機関での受診の流れと、一時滞在場所の件について併せて周知を図りたい。

遅ればせながら謹んで新春のお慶びを申しあげます。2021年もどうぞよろしくお願い致します。

三島村議員一同

「報告」佐藤議員の補欠選挙で議員一名が繰上がり当選いたしました。当選者の辞退によって、一名空席で議会を運営する運びとなりました。

編集

議長 長濱義人
議員 中原良範
議員 山崎晋作
議員 日高重行
議員 谷口伸二
議員 山田和広

デザイン 棚次理
編集 成

議会事務局